

知っておきたい最新著作権判決例 （その3）



令和4年度著作権委員会第3部会 久村 吉伸

要約

令和4年度著作権委員会第3部会において弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。控訴人（原告）が作成したイラストを批評するために氏名不詳者がそのイラスト等を添付してツイート投稿した行為について、複製権及び公衆送信権の侵害については引用の抗弁が認められ、同一性保持権の侵害についてはやむを得ないと認められる改変であるとする抗弁が認められた。近年話題となったツイッターの自動トリミングに関して、同一性保持権侵害に対する抗弁が認められた。弁理士としてぜひ知っておきたい判決である。

トレパク指摘ツイート事件

批評ツイートにおける改変画像添付は、適法な引用に当たるため複製権及び公衆送信権を侵害せず、また、ツイッターの仕様によりタイムライン上に自動トリミング画像が表示されることは、やむを得ないと認められる改変に当たるため同一性保持権を侵害しないと判断された事例

知的財産高等裁判所
令和4年（ネ）第10019号
発信者情報開示請求控訴事件
原審
東京地方裁判所
令和2年（ワ）第24492号

目次

1. 事件の概要
2. 争点
3. 原審
4. 控訴審
5. 検討
6. むすび

1. 事件の概要

（1）当事者

控訴人（被告）：ツイッター社

被控訴人（原告）：Y（イラストレータ）

（2）ことのはじまり

Yがツイッターで自作イラストを販売していたところ、氏名不詳者が、Yが作成したイラストが他人のイラストをトレースしたものではないかと批評するツイートを行った。この氏名不詳者によるツイートには、Yが作成した

イラストの画像や一部を加工した画像等が添付されていた。また、いくつかの画像は、タイムライン上でトリミングされて表示されていた。このトリミングは、ツイッターの仕様により自動的に行われるものである。

Yは、上記の氏名不詳者によるツイート行為が、Yの名誉権を侵害し、また、Yが作成したイラストの複製権、公衆送信権、同一性保持権を侵害するとして、その氏名不詳者の情報をツイッター社に求めるべく、ツイッター社を被告として、発信者情報開示請求の訴えを提起した。

(3) ツイートの内容

問題となったツイートは4つで、それらは裁判では、本件ツイート1-1、本件ツイート1-2、本件ツイート2-1及び本件ツイート2-2と称して扱われた。

本件ツイート1-1及び本件ツイート1-2の添付画像には、Yが作成した画像と他人の画像とを重ね合わせた画像が含まれていた。そのトリミング画像は、タイムライン上に表示されるようになっていた。

本件ツイート2-1の添付画像には、Yが作成した複数のイラストそのものの画像が含まれていた。

本件ツイート2-2の添付画像には、Yが作成したイラスト中に赤色枠を付記した画像やYが作成した複数のイラストそのものの画像が含まれていた。後者の複数のイラストそのもののトリミング画像は、タイムライン上で表示されるようになっていた。

参考に、判決文の別紙に示されたツイート文面の一部を以下に転載する。

別紙	
投稿記事目録 1	
1 本件ツイート1-1	
閲覧用URL	https://以下省略
名前	B
ユーザー名	B'
投稿日時	2020年4月3日 午後10:30
投稿内容	これどうだろうww ゆるーくトレス？ 普通にオリジナルで描いてもここまで 比率が同じになるかな
2 本件ツイート1-2	
閲覧用URL	https://以下省略
名前	B
ユーザー名	B'
投稿日時	2020年4月5日 午前1:31
投稿内容	この鏡餅も画像検索ですぐ出てきた。 トレス常習犯ですわ。 Y' さん
以上	

別紙	
投稿記事目録 2	
1 本件ツイート2-1	
閲覧用URL	https://以下省略
名前	C
ユーザー名	C'
投稿日時	2020年4月7日 午後7:21
投稿内容	Y' 様がトレースを否定するツイートをされたようです それを信じているファンの皆様 一度こちらのイラストを見て下さい これもまた、Y' 様が描いたイラストです 横顔のイラストと比較し、画力の差に違和感を感じませんか？
2 本件ツイート2-2	
閲覧用URL	https://以下省略
名前	C
ユーザー名	C'
投稿日時	2020年4月7日 午後7:26
投稿内容	特に横顔同士で比較してみてください 左の絵には鼻と唇の間に不自然な山があり「横顔がどうなっているか」という基本的なデッサンを理解していない方が描いたようにしか見えません Y' 様は他のイラストでも手が描けない方です それでもトレースしていない、という主張を信じられるでしょうか
以上	

(4) 本件控訴審判決の概要

著作権に関して端的に述べると、本件各ツイートにおける画像添付は、適法な引用に当たり、また、それに伴う改変はやむを得ないと認められる改変に当たるので、著作権も著作者人格権も侵害しないというものである。

(5) 関係条文及びキーワード

著作権法 20 条 2 項 4 号

著作権法 32 条 1 項

ツイッター

トリミング

やむを得ないと認められる改変

引用

2. 争点

主な争点は、本件ツイートにより Y の権利が侵害されたかどうか、というものである。

3. 原審**(1) 原審の結論**

原審は、本件各ツイートについて、以下のように権利侵害を認定し、発信者情報の開示をツイッター社に命じた。

本件ツイート 1 - 1：名誉権

本件ツイート 1 - 2：名誉権

本件ツイート 2 - 1：複製権及び公衆送信権

本件ツイート 2 - 2：同一性保持権

(2) 著作権侵害に関するツイッター社の主張

ツイッター社は、複製権侵害及び公衆送信権侵害については、引用（著作権法第 32 条 1 項）に当たるとする抗弁を主張し、同一性保持権侵害については、やむを得ないと認められる改変（著作権法第 20 条第 2 項第 4 号）に当たるとする抗弁を主張した。

(3) 原審の判断

本件ツイート 1 - 1 及び本件ツイート 1 - 2 について、原審は、著作権侵害に触れることなく、名誉権侵害と判断した。

本件ツイート 2 - 1 について、原審は、Y が作成した一つのイラストの画像だけでなく複数のイラストの画像までも添付する必要性はない等として、引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものには該当せず、複製権、公衆送信権を侵害すると判断した。

本件ツイート 2 - 2 について、原審は、ツイッターの仕様によりタイムライン上で自動トリミング画像表示されることは、やむを得ないと認められる改変には該当せず、同一性保持権を侵害すると判断した。なお、Y が作成したイラスト中に赤色枠を付記した画像の添付についてはとくに触れていない。

4. 控訴審**(1) 控訴審の結論**

控訴審は、原審におけるツイッター社の敗訴部分を取り消した。以下、著作権にフォーカスして述べる。

(2) 著作権侵害に関する判断

本件ツイート 1 - 1 及び本件ツイート 1 - 2 について、控訴審は、Y が作成した画像と他人の画像とを重ね合わせた画像を添付するのは、引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものである等とし、適法な引用に当たると判断した。また、タイムライン上のトリミング画像表示に至るトリミングについては、ツイッターを利用するに当たり、やむを得ないと認められる改変に当たると判断した。

本件ツイート 2 - 1 について、控訴審は、Y が作成したイラストの画像を添付した目的は批評にあり、引用の目的上正当な範囲内で行われたものである等とし、適法な引用に当たると判断した。

本件ツイート 2 - 2 について、控訴審は、Y が作成したイラスト中に赤色枠を付記した画像の添付は、適法な引用であり、また、やむを得ないと認められる改変に当たると判断した。タイムライン上のトリミング画像表示に至るトリミングについても、やむを得ないと認められる改変に当たると判断した。

（3） トリミングの適法性について

タイムライン上のトリミング画像表示に至るトリミングが著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ないと認められる改変に当たる理由について、控訴審は以下のように説示している。

「ツイッターのタイムライン上の表示は、ツイッターの仕様又はツイートを表示するクライアントアプリの仕様により決定されるものであって、投稿者が自由に設定できるものではなく、投稿者自身も投稿時点では、どのような表示がされるか認識し得ないこと」

「投稿後も、ツイッターの仕様又はツイートを表示するクライアントアプリの仕様が変更されると、タイムライン上の表示が変更されること」

「ツイートに添付された画像データ自体は当該ツイートを閲覧したユーザーの端末にダウンロードされており、タイムライン上の画像をクリックすると、画像の全体が表示されることが認められること」

「に照らすと、投稿者が改変主体に当たるかという点を措くとしても、タイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは、ツイッターを利用するに当たり『やむを得ないと認められる改変』に当たるといふべきである。」

5. 検討

同一性保持権は、著作権法 20 条に規定された権利であり、同条は、著作者がその著作物の同一性を保持する権利、つまり、著作物に不本意な改変が加えられない権利を規定する一方で、やむを得ない改変は認められる旨を規定している⁽¹⁾。具体的に、同条第 1 項は、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」と規定している。かかる同一性保持権は、著作者人格権の一つであり、著作権法 32 条 1 項の引用等を対象とする著作権制限規定の影響を受けないという特性を有する⁽²⁾。

ただし、著作権法 20 条 2 項の柱書は、「前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない」と規定し、また、同項 4 号は、「前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」と規定している。この 4 号における「やむを得ないと認められる改変」に当たるかどうかは、「前三号に掲げるもののほか…」という記載ぶりからも分かるように、具体的な改変の態様を列挙するのではなく、従って事件ごとに具体的に判断されるものとなる。

今回の事件に関連し得るものうち記憶に新しい事件として、いわゆるリツイート事件の知財高裁判決⁽³⁾がある。

リツイート事件では、知財高裁は、リツイート表示される画像は、リツイート行為によって改変されたり氏名表示されなくなったりした画像であり、また、改変は、リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等に起因し、改変主体はリツイート者らであると評価できるから、同一性保持権及び氏名表示権の侵害が成立すると判断した。

とくに同一性保持権に関しては、問題となったリツイート行為がそもそも著作権侵害を構成したツイートについてのリツイート行為であることにも触れつつ、リツイート行為に際して自動的に生じた画像のトリミングは、著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ない改変に当たらない旨説示された。

なお、リツイート事件の上告審⁽⁴⁾では、同一性保持権についてはとくに判断されなかったが、氏名表示権の侵害成立は肯定された。

これに対し、本件控訴審では、知財高裁は、ツイッターの自動トリミング機能による画像のトリミングがやむを得ないと認められる改変に当たると判断した。これは、先のリツイート事件の判断とは逆の結果ともいえる。

先のリツイート事件と今回の事件との大きな相違の一つとして、著作権侵害の成否の相違があるように思われる。すなわち、リツイート事件では、リツイートの対象となるツイートそのものは著作権侵害を構成するという状況にあり、そのうえで、リツイート行為について、トリミングはやむを得ないと認められる改変には当たらないと判断された。一方で、本件控訴審では、そのツイート行為における画像添付が適法な引用に当たる、すなわち著作権侵害を構成しないという判断があり、そして、その引用に伴う画像の改変、さらには自動トリミング機能による画像トリミングは、やむを得ないと認められる改変に当たると判断された。

先に述べたように、同一性保持権は引用等を対象とする著作権制限規定の影響を受けず、この意味において、著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ないと認められる改変に当たるかどうかということと、著作権法第 32 条の適法な引用に当たるかどうかということは、それぞれ別個の問題である。

しかしながら、実際問題として、引用が改変を伴うことは少なくない。ある著作物の利用が適法な引用には当たるが、やむを得ないと認められる改変には当たらず同一性保持権を侵害するということになる、適法な引用を認めた著作権法 32 条の意味が薄れてしまう⁽⁶⁾。

このような問題に関する先行事例の一つとして、いわゆる本多勝一反論権事件における控訴審判決⁽⁶⁾がある。この事件では、論評中の他人の著作物の引用の適法性や同一性保持権の侵害が争われた。控訴審において、東京高裁は、改変が引用の形式をとって行われる場合においては、公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行われたと認められ、その他評論としての域を逸脱するような事情が存せず、その違法性が阻却されるときには、同一性保持権との関係においてもやむを得ないと認められる改変に該当すると判断し、同一性保持権の侵害を否定した。なお、この結論自体は上告審⁽⁷⁾においても是認された。

なお、上記のように改変を伴う引用が適法だからといっても、その改変が必ずしも著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ないと認められる改変に当たるとはいえない可能性があることには留意が必要である⁽⁸⁾。

引用とは別に、トリミングに関しては、ツイッターのような SNS が普及する前の時代の事例の一つとして、いわゆる 스위트ホーム事件⁽⁹⁾がある。この事件では、映画をビデオ化及びテレビ放送する際に画面サイズに合わせるために行ったトリミング行為について、同一性保持権の侵害が争われた。東京地裁は、かかるトリミング行為が著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ないと認められる改変に当たると判断した⁽¹⁰⁾。

適法と認められた引用に伴って行われた画像や映像の改変については、著作権法 20 条 2 項 4 号におけるやむを得ないと認められる改変に当たるとして、同一性保持権の侵害が否定されるケースは少なくなく、今回の控訴審判決は、そのような判決の一つになり得ると考えられる。

6. むすび

本件控訴審判決は、適法な引用における改変と、同一性保持権の侵害の関係について参考になる判決の一つといえる。とくにツイッターの自動トリミング機能に起因する改変については、先のリツイート事件の判決とは方向の異なる判断が示されたともいえ、また、ツイッターに絡む事件が依然として少なくないという状況を鑑みると、その重要性は無視できないものである。冒頭で述べたように、弁理士としてぜひ知っておきたい判決である。

(注)

(1) 加戸守行「著作権法逐条講義」六訂新版 180 頁参照

(2) 著作権法第 50 条

(3) 知財高裁平成 28 年（ネ）第 10101 号（発信者情報開示請求控訴事件）（平成 30 年 4 月 25 日判決言渡）

(4) 最高裁平成 30（受）1412 発信者情報開示請求事件令和 2 年 7 月 21 日第三小法廷判決

(5) 中山信弘「著作権法 [第 4 版]」657 頁参照

(6) 東京高裁平成 4（ネ）765

(7) 最高裁平成 6（オ）1082 反論文掲載等事件平成 10 年 7 月 17 日

(8) 中山信弘「著作権法 [第 4 版]」658 頁参照

(9) 東京地方裁判所平成 4（ワ）5194

(10) 加戸守行「著作権法逐条講義」六訂新版 187 頁にも、テレビ放送において映画の四隅が切れた形で放映することが、やむを得ない場合に当たる旨が述べられている

(原稿受領 2023.8.14)